

委託業務仕様書

1 業務名

令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場施設設営及び撤去業務委託

2 趣旨

緊急消防援助隊の出動体制、活動技術及び連携活動能力の向上並びに関係機関との連携強化を図り、より実践的な訓練を実施するため近畿ブロックの緊急消防援助隊等が参加し、三重県内において大規模な地震が発生し甚大な被害を受けたとの想定で、合同訓練を実施するのに必要な会場施設等の設営及び撤去業務の仕様を定める。

なお、本訓練と併せて、大規模な災害時に備えるため、災害対策基本法、三重県地域防災計画等に基づき、防災関係機関及び地域住民参加のもと三重県総合防災訓練をはじめとする近畿府県合同防災訓練を実施するが、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練と一体的に実施するため、この訓練に係る会場施設等の設営及び撤去業務についても、併せて委託するものである。

3 会場及び使用日時等

(1) トライス株式会社松阪広陽工場2号地（三重県松阪市広陽町）

ア 訓練実施日 令和元年10月26日(土)及び同年10月27日(日)

イ 訓練項目等

- ・倒壊建物救助訓練
- ・座屈建物救助訓練
- ・瓦礫救助訓練
- ・多重衝突事故救助訓練
- ・斜面崩落（車両）救助訓練
- ・斜面崩落（住宅）救助訓練
- ・多数傷病者対応訓練
- ・密集地火災対応訓練
- ・映像情報収集訓練
- ・ドクターヘリ連携訓練
- ・展示・啓発ブース

(2) 津松阪港大口地区中央埠頭（三重県松阪市大口町）

ア 訓練実施日 令和元年10月27日(日)

イ 訓練項目等

- ・大規模危険物火災対応訓練
- ・漂流者救助訓練

(3) 中部台運動公園（三重県松阪市立野町）

ア 訓練実施日 令和元年 10 月 26 日(土)及び同年 10 月 27 日(日)

イ 訓練項目等

- ・後方支援活動訓練

(4) 香良洲高台防災公園（三重県津市香良洲町）

ア 訓練実施日 令和元年 10 月 26 日(土)及び同年 10 月 27 日(日)

イ 訓練項目等

- ・現地合同指揮所設置運営訓練
- ・応急救護所設置運営訓練
- ・倒壊建物救助訓練
- ・土砂崩落救助訓練
- ・海岸土砂埋没救助訓練
- ・斜面崩落救助訓練
- ・土砂埋没救助訓練
- ・部隊輸送訓練
- ・孤立者救助訓練

(5) 中勢グリーンパーク（三重県津市あのか台 5 丁目）

ア 訓練実施日 令和元年 10 月 26 日(土)及び同年 10 月 27 日(日)

イ 訓練項目等

- ・後方支援活動訓練

(6) 伊賀市消防本部（三重県伊賀市緑ヶ丘東町）

ア 訓練実施日 令和元年 10 月 26 日(土)

イ 訓練項目等

- ・土砂崩落による建物内救助訓練
- ・土砂崩落による車両内救助訓練
- ・地震による転落車両等救助訓練
- ・地震による瓦礫埋没車両等救助訓練
- ・中高層建物救助訓練
- ・航空機連携訓練

(7) しらさぎ運動公園（三重県伊賀市下友生）

ア 訓練実施日 令和元年 10 月 26 日(土)及び同年 10 月 27 日(日)

イ 訓練項目等

- ・後方支援活動訓練

4 総務省消防庁検査立会

令和元年 10 月 25 日(金) (予定)

5 設営物等について

別紙 1「訓練施設等仕様書」及び別紙 2「会場設営等仕様書」のとおりとする。

6 検査等

- (1) 訓練施設及び会場施設（以下「施設」という。）設営の進捗状況については、必要に応じて令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局（以下「事務局」という）が中間検査を行う。
- (2) すべての施設設営は、令和元年 10 月 24 日（木）17 時 15 分までに完了させること。
- (3) 令和元年 10 月 25 日（金）に実施する総務省消防庁の検査時は、当該委託業務に精通した社員等を立ち会わせるものとする。
- (4) 総務省消防庁の検査により、不合格となった場合は、訓練開始までに再度事務局の検査を受け業務を完了させること。
- (5) すべての施設の撤去後、現状復旧のうえ、事務局の検査を受けること。また、検査による指摘箇所は、直ちに修復等の措置をすること。

7 留意事項

- (1) 施設の設営及び撤去等に要するすべての経費については、委託料にすべて含むものとする。
- (2) 実際の消防活動に即した訓練が実施できるように、臨場感のある施設を設営すること。
- (3) 施設を設営するにあたり、不明な点及び仕様書に定めのない事項、会場のレイアウト、訓練内容に変更が生じたときは、事務局と協議のうえ実施すること。
- (4) 施設は、荒天時でも使用できるように設営すること。
- (5) 施設等は、ヘリコプターのダウンウォッシュ等の強風に耐える構造とすること。
- (6) 訓練施設は、訓練実施日まで悪天候等による不測の事態（設営又は設営途中の施設等を撤収する必要がある場合等）に備えた施設管理体制を整えておくこと。
- (7) 設営、撤去作業を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。
- (8) 設営、撤去作業は、原則平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間で行うこと。ただし、時間外に作業を行う場合は、事務局と調整すること。
- (9) 撤去物の処理については、処理方法を記載した書類を事務局に提出するとともに、廃棄処理をする場合には、マニフェストの写しを提出すること。
- (10) 落札後、速やかに事務局と業務の打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ結果を踏まえて次に掲げる書類を提出し、事務局の承認を受けること。

ア 詳細な施工工程表

イ 撤去物の処理方法を記載した書類

ウ 施工図（訓練項目等に応じて製作図、装飾図、仕様図を提出すること。）

エ 契約金額の算定内訳

オ 図面（会場レイアウト図、会場設備配置図、テント内の配席図、看板類のイメージ図）※電子データを提出

カ その他、事務局が訓練企画上、必要とする書類

(11) 訓練施設への訓練用人形の配置については、事務局と協議のうえ実施すること。

(12) 訓練終了までの間、設営した施設等を常に良好な状態で使用できるよう維持すること。

(13) 仕様書に記載のない用品等が突発的に必要となったり、軽微な変更が生じた場合は、事務局と協議のうえ、可能な限り対応すること。

(14) 本業務は、総務省消防庁も主催者として実施されるため、業務委託料の支払いについては、総務省消防庁から事務局への支払いが行われた後に支払うものであること。

8 安全管理等

(1) 業務期間中、昼夜間の緊急連絡表を作成し提出すること。

(2) 作業中は、資材の飛散、落下や従業員の転落等事故防止に努めること。

(3) 設営開始の2週間前から、事前周知のため、事務局の指示する位置に看板を設置すること。

(4) 設営開始から現状復旧までの期間は、終日関係者以外が立ち入りできないように看板での周知及び車両出入口にバリケード等で措置を講ずること。

(5) 必要資材等の運搬中は、安全管理を心がけ、交通事故防止に留意すること。

(6) 松阪サテライト会場（津松阪港大口地区中央埠頭）にあっては、業務期間中、港湾管理者の指示により必要となる名簿類について作成し、事務局に提出すること。

9 業務完了報告

(1) 業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。

(2) 完了報告書には、写真（施設設置前、設置作業中、設置完了後、施設撤去完了後）を添付すること。